

**事業主の  
みなさま!**

**8月  
17～18日**

# 計量器定期検査 が行われます!

水産加工場や小売業を営んでいる事業主のみ  
なさま、職場に「計量器（小型はかり）」はござ  
いませんか？

商売に使用している「計量器（小型はかり）」  
は、2年に1度 定期検査が必要です。

平成21年度に検査を免除された「計量器（小  
型はかり）」も、今年度は検査対象となります。

つきましては、7月中旬から役場の職員が各事  
業所を回り、対象となる「計量器（小型はかり）」  
の数を調査いたします。

なお、「昆布漁業者」の方々が使用している計  
量器については、検査の対象外となっています。

**調査にご協力ください**

くわしくは右側のとおりです⇒

## 平成23年度 計量器定期検査

- 日時：8月17日（水） 9：30～16：30（予定）  
8月18日（木） 9：30～12：00（予定）
- 場所：栄町 町民体育館 玄関

### 対象計量器の事前調査

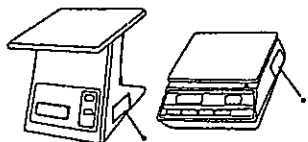
- 7月19日頃から7月末まで
- 峯浜町から岬町までの全町を、役場職員が回ります。
- 対象となる「計量器（小型はかり）」の数や種類を把握するための調査です。
- 対象となる「計量器（小型はかり）」を把握後、検査日・検査料金等のお知らせをハガキで行います。

#### 【お問合せ先】

役場 水産商工観光課

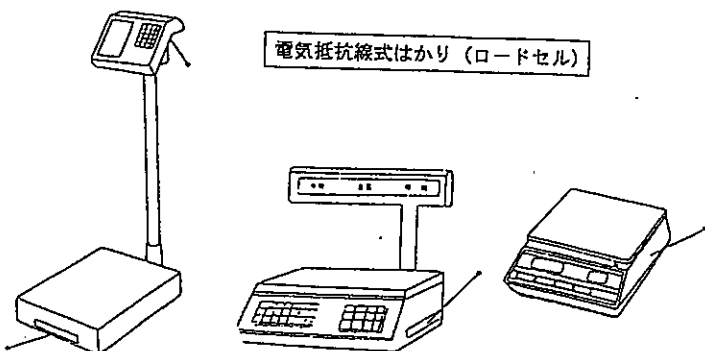
商工観光係 Tel 87-2162

誘電式はかり



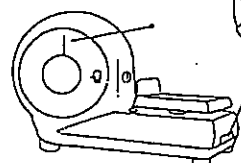
電気式はかり

電気抵抗線式はかり（ロードセル）



機械式はかり

指示はかり



台手動はかり

